

平成22年 7 月宮崎県臨時県議会
商工建設常任委員会会議録

平成22年 7 月21日

場 所 第5委員会室

平成22年 7月21日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・口蹄疫に係る緊急経済対策の取組状況
- ・商工観光労働部をめぐる最近の動きについて
- ・梅雨前線豪雨による被害状況について
- ・県内高速道路の整備状況等について

出席委員 (9人)

委員 長	水 間 篤 典
副 委 員 長	山 下 博 三
委 員	外 山 三 博
委 員	蓬 原 正 三
委 員	外 山 衛
委 員	西 村 賢
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡 邊 亮 一
商工観光労働部次長	梅 原 誠 史
企業立地推進局長	森 幸 男
観光交流推進局長	長 嶺 泰 弘
部参事兼商工政策課長	古 賀 孝 士
金融対策室長	福 田 直
工業支援課長	富 高 敏 明

商業支援課長	金 子 洋 士
労働政策課長	篠 田 良 廣
地域雇用対策室長	柳 田 俊 治
企業立地課長	山 口 俊 匡
観光推進課長	後 沢 彰 宏
みやざきアピール課長	小八重 英
工業技術センター所長	橋 口 貴 至
食品開発センター所長	河 野 満 洋
県立産業技術専門校長	押 川 利 孝

県土整備部

県土整備部長	児 玉 宏 紀
県土整備部次長 (総括)	堀 野 誠
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	岡 田 健 了
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	佐 藤 徳 一
高速道対策局長	渡 辺 学
管理課長	成 合 修
部参事兼用地対策課長	服 部 芳 邦
技術企画課長	凶 師 雄 一
工事検査課長	今 西 宏 美
道路建設課長	白 賀 宏 之
道路保全課長	満 留 康 裕
河川課長	野 中 和 弘
ダム対策監	小 嶋 雄 一 郎
砂防課長	平 田 一 善
港湾課長	野 田 和 彦
空港・ポート セールス対策監	永 井 義 治
都市計画課長	井 上 康 志
建築住宅課長	川 崎 俊 一 郎
営繕課長	伊 藤 信 繁
施設保全対策監	酒 井 正 吾
高速道対策局次長	河 野 俊 春

事務局職員出席者

議事課主査 本田 成 延

議事課主査 関 谷 幸 二

○水間委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたしたいと思います。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への議案の付託は今回はありません。したがって、報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、商工観光労働部をめぐる最近の動きのほか、本日お配りしました口蹄疫に係る緊急経済対策の取り組み状況について御説明させていただきます。担当課長等より御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○古賀商工政策課長 本日お配りいたしました別冊資料をごらんいただきたいと存じます。

1 ページをお開きください。私からは、口蹄疫に係る緊急経済対策（商工観光労働部関係）の取り組み状況について御説明いたします。

まず、この資料につきましては、前回6月14日の常任委員会において御説明いたしました緊急経済対策について、その後の取り組み状況を点線で囲んだ部分にまとめたものであり、本日はこの部分について御説明させていただきます。

それでは、2の（1）雇用対策の取り組み状況の欄をごらんいただきたいと思っております。まず、①の雇用調整助成金等の活用による雇用維持についてであります。国におきましては、県の要望などによりまして、アにありますように、雇用調整助成金等の特例措置を設けたところですが、県などでは、イにありますような方法で制度の周知を行っているところです。なお、ウの口蹄疫被害に伴う雇用調整助成金等の申請状況についてであります。7月15日現在、申請件数60件、対象者数延べ1,875名となっております。

次に、②であります。緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付につきまして、国に要望を行ったところであります。

次に、③の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した離職者支援の検討を行っております。

2 ページをごらんください。次に、⑤の生活・就労相談体制の強化であります。児湯地域への出張相談を実施しております。

次に、⑥の職業訓練機会の拡充であります。口蹄疫被害の影響による離職者等を対象とした職業訓練機会の拡充を検討しているところであります。

次に、⑦であります。中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業などの既定事業の活用による雇用創出支援を検討いたしているところであります。

次に、（2）金融対策の取り組み状況をごら

んください。①の県中小企業融資制度「口蹄疫緊急対策貸付」の融資状況についてであります。これにつきましては、後ほど別紙1によりまして金融対策室長から御説明申し上げます。

次に、②であります。県内金融機関等との意見交換などを通じて、影響を受けた企業の資金繰り支援を継続的に要請いたしております。

次に、(3)相談対応の取り組み状況をごらんください。まず、①の商工3団体における経営相談状況についてであります。7月20日現在、447件の相談が寄せられております。

次に、②であります。県内全域の商工業者を対象とした影響調査アンケートを実施しているところであります。

3ページをお開きください。③の宮崎県口蹄疫対策中小企業ワンストップ相談会についてであります。昨日から、九州経済産業局との共催で西都児湯地区を初め、県内6カ所で開催することとしております。チラシをお配りいたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、(4)個別産業対策の取り組み状況をごらんください。まず、①の県産品消費拡大・販売促進緊急応援事業についてであります。別紙2によりまして、後ほど商業支援課長から御説明いたします。

次に、②のその他の販路拡大につきましては、福岡岩田屋や東京高島屋などで物産展を開催するなどしております。

次に、③の地元商店街が販売拡大を図るための取り組みへの支援につきましては、中小商業復興のためのプレミアム商品券発行に対する特別支援を国に要望いたしました。

次に、④であります。新分野進出等につきましては、既定事業の活用による中小企業等の新

事業展開支援を検討しているところであります。

次に、4ページをごらんください。⑤であります。県各部局を通じまして、関係団体等に対し、中止・延期されたイベントや新規イベント等を終息後に開催するよう依頼いたしているところでございます。

次に、⑥の観光みやざき振興基金観光緊急応援事業であります。みやざき観光コンベンション協会が、終息後、集客力のある新規イベント等の開催を支援することとしております。これにつきましては、別途、資料をお配りいたしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、⑦であります。旅行会社や航空会社等、また県内の観光関係団体等から成るプロジェクトチームを継続的に開催し、誘客キャンペーンの内容等を協議中であります。

次に、⑧の観光みやざき振興基金観光緊急応援事業であります。先ほどの⑥と同様、みやざき観光コンベンション協会が旅行会社等と連携した特典企画等の取り組み支援を行います。

次に、⑨であります。観光庁や九州運輸局、九州観光推進機構等に対し、送客等の支援や会議等の本県開催などを要望しているところであります。

次に、⑩であります。運送事業者に対する風評被害の防止等を国に要望いたしております。

5ページをお開きください。⑪であります。県のホームページに宮崎ナンバートラックの安全性をPRする情報を掲載いたしているところであります。

以上が当部におきます緊急経済対策の取り組み状況でございます。

私からは以上でございます。

○**福田金融対策室長** 続きまして、6ページの口蹄疫緊急対策貸付に係る保証承諾状況について御説明いたします。

この資料は、口蹄疫緊急対策貸付について、4月28日の制度創設時点から7月15日までの約2カ月半の間に信用保証協会が保証承諾しました状況の速報値でございます。

まず、1の表でございますが、こちらは保証承諾状況を業種別にまとめた資料でございます。7月15日現在、保証承諾の合計は236件、23億800万円であり、業種別では卸売・小売業が最も多く、85件の9億2,700万円、ほかには飲食業が73件の2億7,500万円、サービス業が23件の3億600万円といった利用状況になっております。

次に、2のグラフでございますが、こちらは1週間ごとの保証承諾累計の推移を示したものでございます。棒グラフは件数を、折れ線グラフは金額を示してございます。件数、金額ともに6月に入り急激に伸びておりまして、この傾向は7月に入っても続いております。

なお、口蹄疫緊急対策貸付の取扱期間は当初7月31日までとしておりましたが、現在、いまだ移動制限区域等の全面解除に至っていないこと、今後も数多くの申請が予想されることを踏まえまして、1カ月延長して8月31日までとすることとさせていただきます。

私からは以上でございます。

○**金子商業支援課長** 引き続きまして、7ページでございます。県産品消費拡大・販売促進緊急応援事業について御説明申し上げます。

当事業は、社団法人宮崎県物産貿易振興センターが自主財源を用いて独自に取り組むものでございます。口蹄疫からの復興支援を目的に、県産品の消費拡大、販売促進のための新企画の

応援事業を緊急かつ集中的に展開するというものでございます。実施期間は8月から12月まで、総事業費は3,000万円を予定してございます。

主な実施内容でございますが、(1)の県内マルシェ——マルシェと申しますのは、フランス語で市あるいは市場というふうな意味で、屋外で開催する大々的な物産展をイメージしているところでございます。①は、市町村と共同で県内各地域において物産展を開催するもの、②は、通常の楠並木「KONNE」市の期間やエリアを拡大して行うもの、③は、みやざき物産館の内外で被災地域を中心とする物産展を開催するもの、これらによりまして、冷え込んだ県内消費や需要喚起を図ってまいりたいと思っております。

次に、(2)の県外マルシェでございますが、①は、東京、大阪、福岡等の大消費地で既定の物産展とは別に、農畜産品から加工品まで勢ぞろいのマルシェを開催しようというものでございます。②は、県外のアンテナショップで復興キャンペーンを開催するもの、それから③と④ですけれども、カタログ通販やネット通販を使って販路拡大を図るものでございます。これは、(3)の営業力強化による新たなマーケットの開拓と相まって、県外への販路開拓・拡大を図ってまいるものでございます。

県といたしましても、物産貿易振興センターや関係団体等と十分連携しながら、県内外のイベント、あるいは知事のトップセールス等を活用いたしまして、消費拡大と早期の経済回復を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**後沢観光推進課長** えびの、高千穂の2カ所の県営国民宿舎等の指定管理についての御説明

でございます。

資料は常任委員会資料本冊のほうでございます。両施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っているところでございますが、5年目となる本年度末をもちまして指定管理期間が終了しますことから、平成23年度以降の第2期の指定管理者を募集することとなりましたので、その募集方針等についての御説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。まず、県営国民宿舎えびの高原荘、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設についてでございます。

1の施設についてでございますが、現在のえびの高原荘は平成8年4月に竣工したもので、客室数は38部屋、延べ定員は130名となっております。温泉を利用した大浴場を男女各1カ所、家族ぶろ4カ所を備えてございます。えびの高原スポーツレクリエーション施設は平成元年6月に竣工したものでございまして、冬場は日本最南端の屋外スケート場として、オフシーズンはインラインスケート場として利用しているものでございます。

次に、2ページをごらんください。第1期の指定管理者の管理運営実績についてでございます。現在の指定管理者はハイランドリゾートグループでございます。株式会社NPKを中心としたグループでございます。指定期間は平成18年4月から23年3月までの5年間でございます。業務の範囲は記載しているとおりでございますが、国民宿舎とスポレク施設の利用に関する業務、同施設の維持及び保全に関する業務、同施設に係る事業計画決算等の業務となっております。

(2)の施設の利用状況についてございま

すが、宿泊者数は平成17年度が1万3,755人であったのに対しまして、平成21年度は1万2,203人と減少しているところでございます。温泉利用者やスポレク施設の入場者数は微増傾向にあります。

(3)の施設の収支状況についてでございますが、その前に、利用料金制度と納付金制度について御説明をいたします。国民宿舎等につきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度までは施設の管理運営委託を行っておりまして、客室の使用料やスポーツレクリエーション施設の入場料など、県の使用料及び手数料条例に規定されたものにつきましては、委託先を通じて県の歳入として受け入れる一方、委託先に対しまして、管理運営経費の一部を委託料として支払っておりました。この表中ですと、二重線で仕切っておりますけれども、平成18年度に指定管理者制度を導入したところですが、それと軌を一にしまして、これらの使用料などを指定管理者みずからの収入とする利用料金制度を導入することによりまして、指定管理者のインセンティブを高めるとともに、その一方で、利用料金収入の一部を県の起債償還財源の一部に充てるために、指定管理者から県に対しまして毎年一定額の納付金を納めていただく納付金制度を導入しております。

そこで、(3)の施設の収支状況についてでございますが、今ほど御説明したとおり、平成17年度と平成18年度以降では、システムが変わっているために単純比較は簡単にはできませんけれども、収入面で見ますと、宿泊者の減少などに伴いまして、減収傾向にございます。平成18年度以降、指定管理者におかれては、経費の縮減、各種の誘客対策の実施などの増収対策に取り組んでいたところではございますけれど

も、4年連続赤字を計上しておりまして、平成21年度は2,400万円余りの赤字となっているところでございます。

次に、(4)の管理運営状況についてでございます。指定管理者制度導入を契機とした利用者サービスの向上や利用者確保対策等といたしまして、①に記載してございますとおり、無料送迎バスの運行、各種ウェブサイトなどを活用した予約・支払い決済システムの導入、②に記載してあるとおり、ゴルフやトレッキングなどを組み合わせた多彩、弾力的な料金プランの設定などの取り組みを実施されているところでございます。

次に、(5)の評価でございますが、制度導入前に比べまして、県の財政負担、指定管理者の管理運営上の経費、いずれも縮減されております。自主企画事業の多様化や充実などの取り組みを積極的に実施されてはおりますが、宿泊者数が減少し、収益も悪化していることなどを踏まえると、より一層の利用促進などを図る必要があるというふうに考えてございます。

3ページでございます。第2期の募集方針についてでございます。まず、(1)の業務の範囲につきましては、第1期と同様でございます。

(2)の指定期間につきましては、平成23年4月1日から第1期と同じ5年間、平成28年3月31日までと考えております。

(3)の利用料金制度と上限額につきましては、第1期と同様、利用料金制度を採用したいと考えております。

(4)の納付金額でございますが、まず①の基本納付金の年額につきましては、第1期は毎年3,900万円を納付金として県に納めていただいておりますが、それを1,500万円に改めたいと

考えております。指定管理期間5年間の総額は7,500万円ということになります。②の追加納付金につきましては、利益が基本納付金額の相当額を超えたときには、その超過金額の2分の1を追加納付金として納付していただくという制度を今までとってございましたが、第2期からは、利益が発生したときには当該利益額の4分の1を追加納付していただくというふうに改めたいと考えているところでございます。

(5)の募集についてでございますが、募集期間は平成22年7月28日から9月27日までの2カ月間、募集の広報といたしまして、県公報を初めとして、記載しているとおりの方法を活用したいと考えております。③に記載してありますとおり、現地説明会の開催、質問対応による情報提供に努めていきたいと考えております。

(6)の資格要件につきましては、①②に記載しているとおりのものを初めとしまして、行政経営課が標準的なものとして定めたものとの同一の要件としております。

(7)の選定についてでございますが、①の名簿に記載してございますとおり、4名の外部委員を含めまして、6名から成る選定委員会を設置し、指定管理候補者の選定に当たることとしてございます。

4ページでございますが、②の選定方法についてでございます。1次審査、2次審査を考慮しておりまして、1次審査につきましては、資格要件の適否、その他形式要件についての書類審査を行いまして、合格した者につきまして2次審査を実施することとしております。2次審査につきましては、選定委員会におきましてヒアリングを実施した上で、申請書類に基づき、選定基準、選定項目にのっとり審査を行いまして、指定管理候補者を選定するというところで考

えております。

(8)の選定基準及び(9)の審査項目は、ごらんとおりでございます。審査の基準項目としまして、平等な利用の確保、施設の効用を最大限発揮する事業計画であるかどうか、経費の削減ができていくかどうか、管理運営能力に関するもの、地域への貢献等に関して審査をしたいというふうに考えてございます。

5ページと6ページには、リスク管理、責任分担、及び施設及び設備の修繕等の負担区分を記載してございます。基本的には、行政経営課において標準例として示されているものを活用してございます。

7ページでございますが、今後のスケジュールでございます。去る7月8、9日、両日にわたりまして、第1回の選定委員会を開催してございます。えびの、高千穂の両施設につきまして、委員各位に視察していただくとともに、施設の状況等も踏まえた上で、募集方針や募集要領などに関する協議を行ったところでございます。7月28日から募集を開始しまして、えびの高原荘については8月10日、この後御説明する高千穂荘については8月11日に現地説明会を開催いたします。その後、第2回、第3回の委員会を10月中旬、下旬と開きまして、11月には11月定例県議会に指定管理者指定議案を提出させていただきたいと考えております。その後、指定の議案を議決いただいた後に、12月には指定管理者を指定し、年度明け、4月1日からは新しい指定管理者による管理が開始されるということで考えてございます。

次に、8ページでございます。県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者制度の第2期指定についてでございます。

まず、1の施設についてでございますが、現

在の県営国民宿舎高千穂荘は平成11年8月に竣工したものでございます。客室数は39部屋、延べ定員は110名となっております。コンベンション機能を備えたホールを備えていることなどが特徴となっております。

次に、2の第1期指定管理者の管理運営実績についてでございます。現在の指定管理者は神楽酒造となっております。指定期間は平成18年4月からの5年間でございます。業務の範囲は、えびの高原荘と同様でございます。

(2)の施設利用状況につきましては、宿泊者数は平成17年度が1万7,549人でありましたが、平成21年度には2万1,121人と増加しているところでございます。

9ページでございます。(3)の施設収支状況についてでございます。えびの高原荘と同様に、指定管理者制度の導入を機に、平成18年度から利用料金制度、納付金制度を導入しているところでございます。収入面で見ますと、宿泊者の増加に伴いまして、全体的に増収基調にある一方で、支出面では経費縮減が図られた結果、1年目の平成18年度こそ、初期投資がかさんだこともございまして赤字となりましたが、2年目以降は黒字に転化いたしました。4年目の平成21年度には1,900万円余の黒字を計上しているところでございます。

次に、(4)の管理運営状況についてでございます。指定管理者制度導入を契機としまして、利用者サービスの向上や利用者確保対策等として、記載しているとおり、①の無料送迎バスの運行や各種ウェブサイトなどを通じた予約・支払い決済システムの導入、②に記載してございます神楽や刈り干し体験ツアーの開催、弾力的な料金プランの設定等の取り組みが実施されているところでございます。

(5) の評価でございますが、制度導入前に比べまして、県の財政負担、指定管理者による管理運営上の経費、いずれも縮減されているところでございます。高千穂地域への観光客の増加に伴いまして、利用客は増加基調にございまして、収益も好調でございます。今後は、顧客満足度を高め、リピーターを確保するとともに、県外からの誘客促進や、コンベンション機能を活用した会議・披露宴の開催などの利用促進を図る必要があると考えております。

次に、10ページでございますが、第2期の募集方針についてでございます。(1)の業務の範囲、(2)の指定期間、(3)の利用料金制度につきましては、えびの高原荘と同様でございます。

(4)の納付金額についてでございますが、①の基本納付金額の年額につきましては、第1期は4,500万円をいただいておりますが、それを5,000万円に改めたいと考えております。指定管理期間である5年間の総額は2億5,000万円となっております。②の追加納付金額につきましては、第1期と同様でございます。利益が基本納付金額の5,000万円を超えた場合、当該超過額の2分の1を県に納付していただくことを考えております。

(5)以降については、えびの高原荘と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○水間委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項について質疑はありませんか。

○外山三博委員 えびの高原の国民宿舎は宿泊客がずっと減ってきていますね。この原因はどういうふうに分析されておりますか。

○後沢観光推進課長 宿泊者数が減っているの

は、えびの高原への観光客の入り込み数の減少と同じ傾向を示しております。えびの高原そのものへの観光客数の入り込み減について、その理由を一つにこれだと絞れるわけじゃないんですけども、やはり考えられる大きな要因としては、平成に入ったところから、昔の、煙がもくもくと出て温泉がこんこんとわき出ているという状況が変わってきて、煙は出ないし、温泉の湯量など減ってきたと。林野庁の宿泊施設や宮交さんの宿泊施設も次々と閉鎖されてきたという傾向もございましたので、そのあたりが大きく響いているのかなというふうに考えているところでございます。

○外山三博委員 こういう状況で新たに指定管理者を募集すると。18、19、20、21年の決算状況を見ると、ずっと赤字ですね。2,400万減額するということは、とんとんよりもちよっと赤字になる。400万、なりますね。管理者が県に納付するお金を次は2,400万減額するわけでしょう。ということは、この赤字をなくして、できたらとんとんというところで募集したいということでしょう。

○後沢観光推進課長 我々が第2期の納付金額を幾らにするのが適切かというのは当然シミュレーションしております。外山委員が今おっしゃったとおり、2,400万減額するということになります。我々のシミュレーションですと、とんとんから若干、300万前後ぐらいの黒字が出るというぐらいに設定しております。ただ、いろいろリスク変動はございますので、コンスタントにその利益が出るとは考えにくいわけですけれども、収支プラスマイナスゼロではなくて、それからちよっと黒字が出るぐらいで、インセンティブを与えた額で募集したいというふうに考えております。

○外山三博委員 ただ、21年の実績を見ると2,400万の赤字ですね。県のシミュレーションだと、とんとんか、ちょっと黒字が出ると。しかし、この流れで見ると、宿泊客は減っていますね。減る中で利益を確保するというのはどういうシミュレーションなんですか。

○後沢観光推進課長 削減傾向にはございますけれども、昨年度の補正予算で国からの予算を活用させていただいて、3億円ほどの改修改築の予算を組んでいただいています。その工事を今、順次やっているところでございますが、老朽化した部分の修繕はもちろんですけれども、温泉の湯量を十分確保するための対策や、スケート場、大分老朽化しているわけですけれども、これを新しいものにして魅力をアップするという取り組みも今しておりますので、そういうことも踏まえまして、減少傾向が少なくともこれ以上激しくならないというところでシミュレーションをしております。

○外山三博委員 ちょっと確認したいんですが、去年かおととしか、空調の調子が悪いから、それをかえましょうということで県のほうで予算化したのかな。それと、スケートリンクの機械がちゃんと稼働しないので、お客さんが来なくなった。その2つの改良をしようということ、これはきちっとできたんですか。

○後沢観光推進課長 2点とも対応させていただいております。現在、繰り越しをさせていただいて、工事を続けているところでございます。特に、スケートリンクについては重要な集客施設ということになりますので、来シーズンの開業に間に合うように今、工事を進めているところでございます。

○外山三博委員 今、課長が温泉のお湯を確保する工事ということを言われましたね。私も

あそこに何回か泊まって、お湯が少ないなと思って、いろいろ聞くと、全体的に今の泉源からはちょっと少ないんだということは、泉源を変える工事をされておるんですか。

○後沢観光推進課長 現在の泉源は掘られてから大分古いこともありまして、これは業者に当然、調査してもらっているんですが、原因がなかなか特定できないんですが、ケーシングパイプという管を通したりしているんですが、そういうものが大分老朽化していると。そういうことも原因で、泉源自体が枯渇しているということではなくて、むしろ施設が老朽化しているので、それを新しくするのがまず大事だと。ただ、今の泉源についてまた掘り直してということは技術的にできないようなので、新たな井戸というか、それを掘るという作業を今しているところでございます。

○外山三博委員 こういう施設というのはお湯がじゃんじゃん出るところが一番の魅力なんです。そういうふうになるということであれば魅力が出てくるんですが、どうなんですか。

○後沢観光推進課長 今掘っているところからお湯が出る可能性は当然極めて高いだろうということですが、委員が今おっしゃったように、じゃんじゃん出るかどうかということになると、掘ってみないとわからないところもあるというのが事実でございます。

○外山三博委員 最後に一言、県の納付金の2,400万減額、これはもう少し減額を大きくして、少しは利益が出るような形の募集をしたほうが業者もやる気が起こってくるんじゃないかと思うんです。さっき話を聞くと、うまくいってとんとんかなと。これじゃ経営者としては大変だから、できたらもうちょっと……。そして、利益が出たら、高千穂みたいにその分の何

%か県に納付するというような形をとったほうがいいような気がしますので、それだけ申し上げておきます。

○後沢観光推進課長 委員おっしゃることは非常によくわかります。この納付金額の設定に際しましては、当然、財政当局とも議論しながらということになります。いただいた納付金につきましては、何十億という借金をしてこの施設はつくっておりますので、起債償還に充ててございますので、その起債償還との兼ね合いも考えながら設定しているところがございまして、ここが値下げの限界といったところがございしますので、御理解いただければと思います。

○外山 衛委員 関連です。この時期、新たな、ここにかわる業者はなかなか手を挙げないと思うんです。ここに至った経緯というのは、ハイランドリゾートのほうからこういうふうにしてほしくないかという申し出があったんでしょうか。納付金というのは家賃ですね。それを県は返済に充てるわけですから、その原資だから、向こうから事前にこれを下げてほしくないとかはやりきれないというような申し出があったんですか。

○後沢観光推進課長 現在の指定管理者と次にやるやらないとかいう具体的な話は我々は一切しておりません。値下げをしないと次に手を挙げないかどうか、その辺は我々はわかりませんが、ただ、日ごろ業務を通じて指定管理者とやりとりする機会がたくさんある中で、納付金が少し負担になっているという話は常々聞いておりますので、そういった声も踏まえてこういうふうを設定しているところでございます。

○外山 衛委員 まあ、いいんですけれども、余りにもびったり、赤字補てんだから、まさに損失補てんだから、いいなと思って……。結構

です。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 国民宿舎は、後の高千穂の国民宿舎もありますけれども、国民宿舎という設置目的の中に、国民の健全なレクリエーションとか、健康増進ということがうたわれていますね。普通、ホテルとか旅館であればそんなことはなく、お客を泊めるということであればいいのかなと思っているんですが、国民宿舎というのはこういう目的を持って設立されておると思うんですが、国民宿舎というものの設立の根拠となる法律というのも現存しているんですか。国民宿舎というものはこうあるべきだという、何か根拠法みたいなものは現在あるんですか。

○後沢観光推進課長 根拠になる法律とか、そういうものは現在はございません。もともとは、厚生労働省の通達など基準になるものはあったんですけれども、現在そういうものもすべてなくなっております。ただ、国民宿舎の全国組織というものが別途立ち上がっておりまして、そこで国民宿舎とはというような基準はございます。

○太田委員 ちょっと問題になるのは、民業——ホテル業の人たちとの関係で、お互い圧迫するのではないかというのが話題の中にちょっと出たりするんです。そのときに、国民宿舎というものがレクリエーションとか健康増進というところに目的を持っておるならば、それから逸脱していこうとしたときに民業との問題が出てくるのではないかと思います。その辺を確認させてもらったんですが、現在はそういう法律はもうないということなんですね。

もう一ついいでしょうか。2ページの施設収支状況というところで、平成17年度の宿泊等の売り上げが1億5,800万となって、指定管理に

なった平成18年度以降、1億3,900万ということ
で落ちていきますね。指定管理になると、利用料
なんかうまく利用されて、上がっていくのかな
と思うんですが、下がった段階からずっと出発
しているわけです。これは何か変化があったん
でしょうか。

○後沢観光推進課長 この減少につきましては、
まず大きな動きとしては、先ほどお話にも
出ましたとおり、宿泊者が減少しているとい
う部分もあるんですが、もっと技術的な要因と
しましては、現在の指定管理者になったときに、
宿泊者数確保のための方策として、宿泊単価を
平成18年度は一度引き下げております。それが
当初意図していたように宿泊者増に結びつかな
かったので、平成19年度にはまた単価を上げる
ということをやっておりますので、その影響が
出ているのかなというふうに分析しております。

○太田委員 平成18年から21年度まで赤字で収
支差額が出ておりますけれども、これはハイラ
ンドリゾートグループの純然たる累積赤字とし
てずっと残ってきて、何ら補てんされるものは
ないということで現状では見えていいんです
か。

○後沢観光推進課長 おっしゃるとおりでござ
います。

○太田委員 指定管理者というものの自体、私た
ちも危惧するところがいろいろ設立当初から
あったわけで、その辺の問題点は指摘してお
ったわけですが、できた以上は健全に、そして地
域の国民、県民に、健康増進施設といいます
か、そういうふうに大いに活用されていくこ
とは本当に望むんですが、念のために聞いてお
きますが、平成21年度の人員はどんな体制にな
っていますか。えびのだけで結構です。

○後沢観光推進課長 雇用人数とかいうことで
よろしいですか。えびの高原荘につきましては、
23名の方で運営しておられます。アイスス
ケート場につきましては、8名の方で運営して
おられます。

○太田委員 雇用形態とか、もしくは支配人と
か、役職、そういったのはわかりますか。

○後沢観光推進課長 雇用の形態についてで
ございしますが、えびの高原荘につきましては、
23名のうち正社員が2名、契約社員が1年契約
で15名、アルバイト、これは季節雇用という
ことになっておりますが、6名と聞いておりま
す。アイススケート場につきましては、正社員は
ゼロ、契約社員が季節契約で1名、アルバイト
が7名の計8名というふうに聞いております。
支配人は1名ございます。それ以外の方につ
いては、宿泊担当、施設担当とかおりますけれ
ども、詳細の人数の配分については手持ちの資
料がございません。

○太田委員 今度は9ページの高千穂荘です
けれども、こういうふうに黒字化が図られた
ところでは、国民宿舎に対する事業所税とい
いますか、そういったものは当然、黒字には
かかっておるといっていいんですか。

○後沢観光推進課長 法人税はかかるとい
うことでございます。

○太田委員 わかりました。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○西村委員 別冊のほうも伺ってよろしい
でしょうか。口蹄疫復興対策で別冊の資料を
見て非常に多くの施策がありまして、商工業
に対しての支援策は薄いと、きのうもいろ
んな質問がありましたけれども、一番最後の
ページに県内マルシェのいろんな事業が載
っているんですけども、これを見ると宮崎
市中心のような感じ

が、どうしても物産館を中心にやられると、こうなってしまうんでしょうけれども、口蹄疫の緊急事態宣言が出て以降、日向市もそうなんです、児湯郡もそうですが、日曜市とかトラック市とか、ああいうものがずっと中断になっています。ああいうものをいつ再開していこうという、今いろんな商工会議所なんか動きをしています、ああいうものに対しての支援というのはこれと絡めてはできないんでしょうか。

○金子商業支援課長 マルシェについてでございますけれども、委員おっしゃいますとおり、宮崎地区だけでは当然いけないと思っております、県内各地域ということで、例えば県北、県央、県西という形で、物産センターと市町村が協議をやっておりまして、いつの時期にあわせてやろうかというふうなことで、一番より効果的な時期にやろうということで進めているところでございます。

それから、特に被災地域への配慮ということでは、資料の③にございますけれども、物産館の中で、例えば児湯地域のフェアを週がわりでやるとか、そのような形で今お声かけを实はしているようなところでございまして、あと県外への販路拡大につきましても、被災地域については、例えば出展費用の一部を助成するとかいうふうな形でなるべく御支援をしていきたいと考えているところでございます。

○西村委員 そういう話し合い、まだ水面下で、これから表に出てくるんでしょうけれども、ぜひそのあたりをお願いしたいのと、一番打撃を受けたのは畜産物ですね。畜産加工品あたりの特に県外あたりへの消費拡大のための一番いいものだと思いますので、これは要望だけ、よろしくをお願いします。

○水間委員長 ほかにないですか。若干時間が

ありますが……。

○太田委員 先ほど質問いたしました、雇用形態等については、なかなか生易しいものではないと思いますが、今回提示している納付金制度の改善といえますか、そういったものができるだけそこに雇用される人たちにいい状況になるように望みたいと思いますし、気分的にみんながデフレ傾向にいつてしまうことが、こういう改善の中で少しでもいい方向になるといいなということは要望しておきたいと思います。

先ほどの口蹄疫の関係であります、7ページの消費拡大の応援事業、これは3,000万ということですが、具体的にこういったマルシェというものを開かせてということですが、3,000万はどういったものに使われるということでしょうか。テントを買ったりするいろんな経費とかいうことなのか、どういうものに3,000万が使われるのか。

○金子商業支援課長 御質問の件でございますけれども、細かに個々の事業ごとに3,000万を配分というのはまだ具体的にはしておりませんが、いずれにしても予算枠として物産館の自主財源でそれほど想定した上で、後は、出店するに当たりましては、もろもろの会場の整備、借り上げとか、あるいは装飾、あるいは業者が売りに行く際の旅費、もろもろの費用がかかってまいりますので、そういった中で個々の事業ごとにセンターとして最大限見れるところは負担していくというような形で、今、詳細を詰めているところでございます。

○太田委員 わかりました。

○蓬原委員 口蹄疫関係ですけれども、復興対策会議ができていますが、これは復興対策会議の対策の内容となるということですか。

○古賀商工政策課長 復興対策会議は当然我々

も参画いたしておりますけれども、部として今取り組んでいる状況についてがこういった状況です。当然、そういったものについては復興対策会議の中でも反映されていくというふうに考えております。

○蓬原委員 ということは、幹事会の中にこれが当然反映されていく、これは部として独自で出している施策だということですね。わかりました。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○新見委員 中小企業のワンストップ相談会は、当初はもっと早い時期に開催する予定になっていたんですが、それが延び延びになって今回この状況になっていますけれども、延びた理由を教えてくださいと思います。

○古賀商工政策課長 第1回は6月18日に高鍋でやろうかなということで準備させていただきました。周知期間等を考えまして、6月7、8日ぐらいに周知しようかなと思っていましたら、宮崎で（口蹄疫が）出まして、まだ発生している間にこういったものを開くのはいかがかということで、まずその時点では防疫に専念すべきだろうということで延期させていただきましたが、昨日から来月の4日、5日までで県下すべて回ろうということで計画させていただいているところでございます。

○新見委員 きの中の相談会の状況はどうだったでしょうか。

○古賀商工政策課長 きの中は22名の方がおいただきまして、ワンストップですので、例えば金融相談して労働相談とかいう格好で複数相談されまして、相談件数としては36件の相談があったところです。多いのは、36件中、金融相談が19件、経営全般に対するものが6件、雇用が5件、その他が6件という状況でございます。

した。

○水間委員長 その他で何かありませんか。

○渡邊商工観光労働部長 蓬原委員のほうからの、口蹄疫関係の全体的な対策と今回出したものの位置づけの問題でございまして、いづれにしても、きのうの知事の答弁もありましたように、商工業関係のいろんな対策を今後、本格的に打っていく必要があるということで、9月の補正に向けていろんな作業等をやっております。したがって、これは経済対策じゃなくて、環境対策、いろいろあると思います。全体的に県として復興プランというのができ上がってくるんだろーと思っておりますけれども、とりあえず我々としては、先ほど説明は割愛させていただきましたが、物産センターあるいは観光協会の事業等を先行させまして、こういう取り組みをやっていくんだということをアナウンスしまして、できるだけ全体的に、県の動きといいますか、関係団体も含めまして、そういうことを一刻も早く皆さん方にお伝えして、いろんな取り組みの準備をさせていただくという気持ちを込めて、我々はこういうことを各センター、協会、外郭団体をお願いしておりますので、全体としては復興対策の中に全部位置づけまして、まとめて出すということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 今、部長のお話にありましたように、9月議会に向けて補正をやりながら、復興対策をもろもろお考えのようであります。よろしくお願ひをして、以上をもって商工観光労働部を終了いたしたいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時2分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への議案の付託はありません。したがって、報告事項のみとなりますが、それでは、その説明を求めます。

また、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

まず、口蹄疫についてであります。7月に入りまして、非常事態宣言の一部解除や移動制限等の解除も順次行われてきております。川南町を中心とする児湯地域におきましても、18日に移動制限及び搬出制限が解除されまして、終息に向け、一定の見通しが立ち始めたところがあります。

今後、県土整備部といたしましても、27日の県下全域での制限解除に向けまして、引き続き防疫対策を行うとともに、終息後は、県議会を初め関係部局とも連携しながら、復興対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

御説明に入らせていただく前に、2点御報告を申し上げます。

初めに、大雨による被害についてであります。

去る7月2日から4日にかけて、梅雨前線豪雨によりまして、県南西部の都城市などを中心に、河川のはんらんや道路決壊、がけ崩れ等の大きな災害が発生いたしました。浸水などの被

害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。被害状況につきましては、後ほど担当課長から説明させますが、被災した道路や河川等の公共土木施設につきましては、早急に復旧を図ってまいりたいと考えております。

次に、東九州自動車道についてであります。

去る7月17日に、東九州自動車道高鍋一西都間が開通いたしました。NEXCOWest日本の事業区間としましては、平成13年3月の西都一宮崎西間に続く約9年ぶりの開通となり、大変喜ばしい限りであります。商工建設常任委員会を初めとする県議会の皆様方のこれまでの御支援、御協力に対し、この場をかりて厚くお礼申し上げます。口蹄疫の関係もあり、高鍋インターでの開通式は行われませんでした。今回の開通は、県内高速道路網の全線開通という県民の悲願達成に向けた着実な前進となりますとともに、口蹄疫に見舞われた西都・児湯地域にとりましても、今後の復興への大きな弾みになるものと大いに期待しているところであります。

それでは、本日の説明事項でございますが、まず初めに、梅雨前線豪雨による被害状況につきまして河川課長から、次に県内高速道路の整備状況等につきまして、今後の整備の見通しや無料化社会実験の状況等について高速道対策局長から、それぞれ御説明させますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○野中河川課長 7月2日から4日にかけての梅雨前線豪雨による被害の状況について御報告いたします。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の大雨の状況についてであります。梅雨前線の影響を受けて県南西部を中心に猛烈な大雨となり、雨量は多いところで450ミリ

を超える大雨となりました。特に都城では1時間降水量が134ミリ、えびの市でも95ミリの猛烈な雨が降ったところであります。

次に、2の河川の出水等に関する情報についてであります。①には水防警報を発表した河川を示しております。丸谷川など3河川ではらんらん危険水位に達しております。また、②には、都城市を初めとする4市町に土砂災害警戒情報を発表したことを記載しております。これらの情報発信によりまして、市町村の避難勧告等の判断材料として役立てられたものと考えております。

次に、3のダム管理についてであります。県が管理している13ダム中、岩瀬ダムにおきまして洪水調節を実施し、下流河川の被害軽減に寄与したところであります。

次に、4の被害状況について御説明いたします。まず、(1)の河川や道路などの公共土木施設災害の状況であります。現時点で、県、市町村合わせまして321カ所、約41億円余の被害報告額となっております。都城土木事務所管内では253カ所、約33億7,000万円余の大きな被害が発生しております。主な河川災害としましては、庄内川で都城市菓子野町から吉之元町におきまして33カ所、山田町の丸谷川で29カ所の既設護岸の決壊等の被災が発生しました。応急対策として、土のう積み、根固め投入、矢板打ち込みなどを行い、被害の拡大防止を図っております。3ページの資料1の河川被害状況をごらんください。都城管内におきます庄内川や丸谷川におきまして、大きな被害を受けているところでございます。

2ページにお戻りください。次に、主な道路災害としまして、都城市の県道都城霧島公園線や串間市の国道448号などで崩土や道路決壊によ

る被害を受けております。現在、被災箇所のうち緊急性を要する箇所につきましては、応急工事により復旧するとともに、測量やボーリング調査などを実施し、早期復旧に向けた取り組みを進めているところであります。4ページの資料2、主な道路災害をごらんください。左上が都城市、右下が串間市等で大きな被害が発生しております。

また、2ページにお戻りください。次に、(2)河川のはんらん等による浸水被害でございます。河川のはんらんによる家屋の被害は、県全体で全壊1戸、床上浸水31戸、床下浸水24戸、合計で56戸となっております。このうち庄内川で多くの家屋が河川のはんらんによる浸水被害を受けております。

次に、(3)主な土砂災害の発生状況についてであります。人や家屋等に被害のありましたがけ崩れや土石流は、県全体で8カ所発生しております。このうち都城市高野町の荒川内地区におきましては、がけ崩れにより家屋が一部損壊し、1名の方が行方不明となっております。5ページ、資料3、土砂災害発生状況をごらんください。都城市高野町から美川町付近で土砂災害が集中しているところでございます。

2ページにお戻りください。次に、5の道路規制状況についてであります。7月2日から4日の豪雨により全面通行どめとなった県管理の道路は、予防規制を含めて11路線の12区間ありました。現時点でも、国道448号ほか2路線の3区間が全面通行どめとなっております。また、高速道路につきましては、宮崎自動車道のえびのジャンクションから田野インターチェンジ間で7月3日に予防規制による通行どめを行っております。

次に、6の大規模災害時における防災に関す

る協定の活用についてであります。今回の豪雨により、防災協定に基づき、測量設計業協会に被災状況の把握を依頼し、建設業協会には27件の応急復旧作業の協力を要請し、公共土木施設の機能が確保できるよう迅速な被害拡大の防止を図っているところでございます。

最後に、7の大規模災害復旧の応援チームの派遣制度の活用についてであります。県土整備部では今年度より、大規模な自然災害によって著しい被害を受けた地域を所管する土木事務所に対しまして、応援チームを派遣する制度を確立しております。今回の災害では、著しい被害を受けた地域を管轄する都城土木事務所に対しまして、被災施設等の調査や災害対策に必要な情報収集等を目的とした初動対応チームを7月5日から9日まで県土整備部本庁各課より6名派遣しております。今後、災害査定に対応するため、被害の少なかった土木事務所から査定応援チームを災害査定が終了するまで派遣することとしており、既にきのう、20日から派遣しているところであります。

最後に、被災を受けた公共土木施設につきましては、早期復旧を図るよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○渡辺高速道対策局長 続きまして、高速道路の状況について説明したいと思います。

資料は7ページからでございます。まず、現在の整備状況と今後の供用予定等についてということで、7ページに地図、8ページに表があると思いますので、その両方を見比べながら聞いていただければと思います。

まず、7ページに高速道路の供用率という表が載っているかと思いますが、今の現状ですけれども、全国で計画に対して開通した延

長が69%でございます。九州が67%、宮崎県が46%という現状になっています。先ほど部長から説明があった西都一高鍋間が7月17日に12キロ開通しましたが、これによって42%が46%になったということでございます。東九州道につきましても、高鍋一西都間により21%が27%というふうに約6%伸びたということです。横断延岡線につきましても、現在のところ17%にとどまっているという状況でございます。

8ページの表でございますけれども、まず東九州自動車道の現状ということで、御存じかと思いますが、高速道路はいろんな手法でつくられておりまして、大きく分けて、国土交通省がつくっているところとNEXCO西日本がつくっているところの2つに分かれます。表の中の種別というところ、専門用語が書いてありますけれども、新直轄と国道10号延岡道路、有料道路を挟みまして、清武から新直轄とありますけれども、これらにつきましては、国土交通省がいわゆる税金で公共事業としてつくっているという区間でございます。有料道路と書かれたものにつきましては、NEXCO西日本が施行して、後々料金徴収で借金を返していくという手法でつくられているところでございます。ですから、国土交通省の区間につきましては、国の予算の動向が、開通供用が早期に図られるかどうかということにかかってくるということでございます。

まず、区間ごとの状況ですけれども、北からいきまして、新直轄区間、県境一北浦間につきましては、供用目標年度が国交省のほうから24年度ということで掲げられております。北浦一北川間につきましては、供用目標年度というのが未定ということになっておりますけれども、

工事進捗につきましては、備考欄に書いているとおり、43%ということになっておりまして、予算につきましても、ある程度の金額がついておりまして、おおむね順調に進んでいる状況でございます。続きまして、北川—延岡間につきましては、平成24年度の供用目標年度ということで、工事進捗率につきましても56%、予算のつきぐあいも順調についているということでございます。

NEXCOの区間ですけれども、有料道路区間、門川から西都までが載せてありますけれども、門川—日向間が22年12月までということを示されております。日向—都農間については、当初26年だったものが1年前倒しで25年度に向けて今一生懸命やっていると。都農—高鍋間については24年度、高鍋—西都間についてはこの間開通ということございまして、今、全面的に工事がNEXCOのほうでやられておりますけれども、課題につきましては、供用目標年度が平成25年度で一番遅い区間の日向—都農間につきましては、そこに書いてあるとおり、用地進捗が85%、工事発注が延長ベースで約3割ということで、これから残りの用地取得と工事の全面展開ということで、何とか平成25年度までに間に合わすべく一生懸命努力していただいているという状況にあります。

南のほうでございますけれども、国交省がやっている新直轄区間、清武—北郷間、北郷—日南間ですけれども、清武—北郷間につきましては、工事進捗が49%となっております、予算につきましても、ある程度の金額はついておりまして、今、着実に進んでいるということですが、北郷—日南間につきましては、工事進捗がまだ42%の上、予算につきましても大きく削られておりまして、ここについては非常に厳し

い状況になっております。

最後、日南—志布志間につきましては、今現在、まだ基本計画区間ということで、整備のめどが立っていないという状況になってございます。

延岡線でございますけれども、これにつきましては、全線国土交通省のほうでやっております。熊本側の御船—山都間につきましては、新直轄ということで、今、工事がどんどん進められておりますけれども、予算が非常に厳しい状況と聞いております。山都—蔵田間につきましては、高千穂—日之影間が事業化されておまして、現在、水文・環境・地質調査、測量ということで、用地取得に入る前段の作業をやっております、何とか早く用地取得にこぎつきたいという状況でございます。蔵田—延岡間で唯一まだ供用していない蔵田—北方間でございますけれども、用地取得が74%まで進んでおまして、昨年9月に初めての工事に着手しております。ただ、今年度、工事に係る予算がゼロでございますので、今、工事をやっているのは昨年度の予算ということで、これが終われば工事が事実上ストップしてしまうような状況になってございます。

続きまして、9ページですけれども、整備の課題ということで、まず1番目が予算の確保ということです。国土交通省の整備している区間につきましては、先ほど説明したように、国の予算のつきぐあいが整備のスピードに大きくかわってくるということでございます。そのために必要な予算の確保がとにかく一番重要だということでございます。

ちなみに、平成21年度と22年度の予算を、全体のお金をそこに書いてございますけれども、平成21年度当初につきましては、東九州道198億

強、九州横断道延岡線7億ぐらいで、全体で200億強ということで、21年度は補正がありましたので、最終的には高速道路関連で282億ぐらいついております。平成22年度につきましては、東九州道関連で200億強、九州横断道延岡線関連で2億7,500万ということで、当初比で比べますと、県負担の整理が、業務取扱費を含む含まないということで単純比較はできないんですけれども、どちらにしても、東九州道については全体ではふえている、横断道に関しては激減しているという状況でございます。ただ、東九州道につきましても、全体のパイは当初から見ればふえておりますけれども、今、工事がピークに来ておりますので、実は目標の年度の開通を目指すにはもっと欲しい状況だったということで、これが23年度どれぐらいつくかというのが非常に重要になると。横断道延岡線に関しては激減になっておりますので、工事が進むだけの費用が来年23年度つけてもらえるかどうかというのが一つのポイントかなというふうに思っています。

2番目の日向一都農間の用地取得の促進ということで、先ほど説明したとおり、NEXCO区間の有料区間につきましては、平成25年度、最後の供用年度の日向一都農間が予定どおり進むのかどうかというところの課題としては1点かなというふうに思っています。特に、用地取得をどんどん県のほうが受託してやっているわけですが、22年6月現在、日向一都農間で何とか85%までの用地取得率を達成できたということでございます。どうしても用地の中には土地収用を念頭に置かなければいけない用地も出ております。ある程度のボリュームの用地取得がなければ、その手続に入れないという制約条件がありましたので、昨年度、相当頑張っ

て8割を超えたわけですが、これからは、ある程度、量的なものが85%まで行っておりますので、今後は個別案件、それぞれ非常に懸案の箇所がまだ若干ありますので、その解決をどう図るかということがかぎになってくるかなというふうに思っています。

ちなみに、それぞれの課題について御説明しますと、一つは、前から補償金目的の植栽行為、密植と言われた行為ですが、これについては何とか自主撤去が進みまして、今、マックスで56件あったものが1カ所まで減少しております。なお、この1カ所につきましては、密植だけの課題というよりも、用地の取得に御理解いただいていない状況にありますので、収用もにらみつつといったところの1カ所が残っている状況でございます。

もう一つ、字図混乱とあって、登記簿に載せてある字図と実際の現地が全然合わないというのが日向市に多数存在していて、これが土地の取得に大きな課題になっていたわけですが、昨年度、NEXCOや日向市などと連携を強化しまして、その取得に1年間全力投球してきました。そのかいがありまして、全体面積の20%を占める字図混乱につきましても、6割ぐらいの解決を見ております。あと4割につきましても、何とか今めどが立ってきたという状況でございます。

③の収用想定案件についてでございますけれども、現在、25年度の開通から逆算して、いつから収用の手続に入らなければいけないかというのでやっております。23年1月の事業認定告示を目標に法的手続を進めるべく、作業をしております。ただ、用地取得につきましては、任意解決が基本でございますので、引き続き粘り強く交渉は並行してやっていくといった状況に

ございます。

(3)の高速道路を取り巻く現況と今後のポイントということで、今年度の年末までに向けてどういう動きがあるかということは何点か説明したいと思います。まず、1つは、高速道路のあり方ということで、日本全体で1万4,000キロの高速道路の計画がございますけれども、国土交通大臣ないし副大臣が、それについて見直しを含め、年内に高速道路整備のあり方を見直しますという話をしておりますので、ここについては注視をしておく必要があるかなというふうに思っております。

2番目、高速自動車国道に関する手続の見直しということで、今までは国幹会議というものの議を経ながら計画を策定して事業化していくという手続でしたけれども、国幹会議を廃止して新たな仕組みを講じるという作業を国土交通省のほうでしてございまして、この間の通常国会でそのための法律案を出しましたけれども、結局、成立せずに継続審議となっております。特に南のほうの日南から以南につきましては、これが大きく変わってくるわけですので、早く新たな仕組みが構築されないと整備計画格上げといったものには結びつかないということで、ここについても動向を注視する必要があるということです。

3番目が平成23年度の新規事業の取り扱いということで、今年度は、国土交通省のほうで基本方針として新規事業は原則行わないという方針がなされておりましたけれども、23年度について新規事業がどうなるかということは今度の8月の概算要求のときに多分出てくると思いますので、そこは何とか新規事業は行っていただくという方向に方針転換していただくべく動かなきゃいけないということです。

最後に、事業評価の見直しということで、これにつきましても、今、事業評価をまた見直すという動きがあるということを知っております。一つは再評価サイクルの短縮で、これは既に見直されたわけですがけれども、5年に一度だったものを3年に一度にするということで、再評価を3年に一度に短縮が決まっておりますので、これに関しては、東九州道や横断道延岡線についても今年度短縮されたサイクルに乗っかって何区間か再評価の土俵に上がるというふうに聞いております。もう一つとしては、政策目標評価型事業評価の導入ということで、いわゆるBバイC（費用対効果）の中で3便益以外も追加すべきというような意見が出されている中で、BバイCに余り頼らない新たな評価システムを導入するという方向で検討がなされていると聞いております。これが近々、要領の改正がなされるというふうに聞いておりますので、どのような仕組みが出てくるのかというのは、横断道延岡線や東九州道の南のほうの区間については大きく影響してくることになりますので、注視する必要があるということでございます。

最後に、高速道路の無料化社会実験が6月28日から東九州道を対象に行われております。そのデータを御紹介したいと思います。実験開始後の交通状況というところを書いてございますけれども、延岡南道路、門川のところでございますけれども、これが3.14倍の交通量になっております。西都から宮崎西に関しては2.76倍の交通量ということでふえていると。逆に、並行する一般国道10号のほうにつきましては、延岡南道路に並行する10号につきましては3割減の70%、休日については4割減、西都一宮崎西間については若干ふえているところもありますけれど

も、そんなに変わっていないという状況でございます。土々呂のところの渋滞が気になるどころですけれども、解消しているというふうに聞いております。

ここには書いていないんですけれども、もう一つ参考として、北のほうの横断道延岡線につきまして、地元の経済界が、横断道延岡線という名称が東京に要望に行ったときにローカル路線、枝線のように聞こえるということで、その必要性が伝わるのが名称の点でネックになっているということで、九州中央自動車道という通称をつけて、九州の中央を通っている重要な道路なんだという動きをしているということで、これから要望書なんかも九州中央自動車道として使ってはどうかという動きがなされております。特に県として反対するということではありませんので、そういうのが定着すればどんどん使っていけばいいのかなというふうに思っていますので、御紹介をさせていただきます。以上でございます。

○水間委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○坂口委員 土砂崩れですが、精度と迅速性が本県の場合は過去に比べて取り組みがどれくらい進んできているかという、警報とか注意報、そういったものにつながる土砂崩れの予測、これは今どんな工夫をやられているのかというのを……。

○平田砂防課長 土砂災害警戒情報といいますのは、大雨による土砂災害の危険が高まったときに、市町村が防災活動や住民への避難勧告等の災害緊急対応を適時適切に行えるように指示すること、また住民が自主避難に利用することを目的として、県と宮崎地方気象台が共同で発表しております。今回の例を申しますと、7月

2日の15時ぐらいから県南部で雨が降り始めました。これに伴い、夜半から豪雨となり、都城市の高野町というところがあるんですが、7月3日の午前1時から3時ごろに134ミリの猛烈な雨が降っております。大雨洪水警報が1時31分に都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町に発令され、その後に引き続き、土砂災害警報が3時10分に都城市、6時20分に高原町、6時50分に小林市に発表されております。それに基づいて市町村が行う避難勧告ですが、都城市では7月3日3時10分の土砂災害警戒情報を受けまして、避難所の開設準備に入り、避難勧告を5時55分から順次、地区が違うものですから、行ったと聞いております。以上です。

○坂口委員 その精度と迅速性——オオカミ少年にならないようにということで、鹿児島県の竜ヶ水、あのときに随分勉強されたですね。一つには、あれは鹿児島とどこだったですか、実効雨量とか連続雨量から、その危険性の精度をかなりつかむとして、いち早く出せるという、市町村なり何なりが出すための判断がより信頼度が高まるようにという、そういった裏方での工夫を県がどれぐらい当時からすると進んできていて、どういった手法をとられているのかを聞かせてもらえれば。

○平田砂防課長 県は土木事務所を通じて土砂災害警戒情報発表後に当該市町村に対しまして、対象となる地区や、今後の雨量、土砂災害発生の可能性などの注意喚起を行っております。これは細かく言いますと、画面を見まして、この地区に今後雨が降りそうだ、そういうようなことを教えております。

○坂口委員 当時に比べると、観測所をふやしたり、集中的に、ここらでの降雨量の増大がここらへ影響するというようなところを集約して

って、観測拠点をふやしたりとかいう考え方を一回持たれたことがあったですね。アメダスだけに頼るんじゃないくて、測地点というんですか、観測点、そういった工夫がどれぐらい進んできているのかなと。さっき言われた高野町、ここらがあると、何々川の周辺のこういった地形、土質のところ危ないというようなところでいち早く精度も高まる、早く出せるというようなことの工夫を、竜ヶ水教訓ですか、あのころからたしか取り組まれたと思うんです。それがどれぐらい変わってきているかなというのを……。

○平田砂防課長 河川でも砂防でもそういった雨量観測所の整備はやっているんですが、それをどの程度整備しているか、今のところつかんでおりません。ただ、やっているのは確かでございます。そういった観測所等はある程度整備が終わっているものの、今度はそれを生かして、いかに市町村の人が危機意識を持って早く避難勧告をしてもらうかというのが大変重要だと考えておりますので、市町村や气象台、もしくは危機管理局と連携しながら、そういった研修、啓発等をしていかないかなと考えているところでございます。

○坂口委員 平均的に降雨量の測点を置いていくんじゃないくて、集中的に置いて、目的とする警報を出すなり判断するなりに必要なところに密度高く測点を置くという、その手法でいこうという方向を宮崎はとられたと思ったんです。もう一つには、さっきから言いますように、連続雨量の中からの、土の中に残ってくる実効雨量、これから見て100%にいくのかというのを予測してって精度を高めるという2つがあのかきあったけれども、測地をふやそうということ、気象庁との連携をより強くしていこうと、

そっちの方向をとられるというようなことまでいったような気がしたものですから、思いつきで質問したんですけども。

○児玉県土整備部長 坂口委員がおっしゃったとおりでありまして、具体的に観測地点をどれだけふやしたかというのは記憶にないんですが、おっしゃったように、観測地点をふやすことによって地域ごとの雨の降り方というのが詳細にわかってきますから、地域をメッシュで切って、このエリアにはどこの観測所が近いということで、その観測所のこれまでの雨量、その付近の地形、地質の状況、そして気象庁が出します今後の雨量の予測、そういったものをもとにして気象庁と共同で土砂災害警戒情報を出しています。

ただ、今回は、真夜中に130ミリぐらい降ったわけですが、その前に余り降ってなかったんです。そういうこともありまして、1時から2時の間に130ミリ降ったんですけども、土砂災害警戒情報もそのころにしか出せていないんです。そして、結果としては、1人行方不明になったところは多分6時ぐらいに壊れているんです。だから、警戒情報が出てから避難勧告を出そうと思えば出せたと思うんですけども、真夜中に避難勧告を出すことが果たしていいかどうかということもありまして、そういったことで、今回起きた事象をいろいろ検証しまして、今後生かしていけないかということで考えているところでございます。

○坂口委員 唐突だったからちょっと迷われたと思うんですけども、まさに部長が答えられたとおり、真夜中に出してでも精度が高いところまで行き着こうとする一つの工夫だったと思うんです。今の話を聞くと、地域も絞れるような精度がかなり高まってきているんじゃない

ないかというので、ぜひまた今後その取り組みを進めていただければと思います。

○水間委員長 よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

○太田委員 被害状況の洪水関係のことではありますが、確たるものではないんですが、都城に住んでいる人から、杉が植えてあるところがよく壊れているという感じで聞くわけです。この写真等を見ても、杉材の倒れているところ辺のものをみると、今後、林務といいますか、ああいったところとの関係も強化しながら山づくりをやらないと、大変なことが将来出るんじゃないかと思ひまして、今後そういった連携の中での対応というのもお願ひしておきたいなと思ひます。質問ではないんですが、そんな感じを受けます。

聞きたいことは、9ページに高速道路関係で字図混乱というのがありますが、違法植栽等についても字図混乱についても解決の方向にどんどん向かっておるといふことでは、関係者のさまざまな努力があつてのことだろうと思ひます。ただ、字図混乱というのなかなか大変だろうと思ひます。恐らく、相続人とか、そういう人たちの同意をもらうためには、かなりの印鑑をもらわないかとかいふこともあろうかと思ひますが、私たちも日常的に字図混乱というところの相談を受けることがありまして、字図混乱というのはいふ海戦術でやれば必ず解決するものなのか、金をかければ絶対解決するものなのか。例えば、制度として裁判所あたりに公示して、こういうところがありますよ、名乗り出なさいとかいふ公示制度でうまく解決していくような手法でもあるのか。その辺は現場的にはどういふような解決方法で、何で最終的には解決されていくんでしょうか。

○渡辺高速道対策局長 人海戦術が基本になります。要するに、法的根拠を持った書類と実際の現地が全然合わないということなので、調整事になるわけで、基本的には合わせていかなきゃいけないという作業になるので、一個一個ある案をつくりながら、地権者に同意を得ながら、判こをいただくということになるかと思ひます。ただ、法律には、法律名をど忘れしましたけれども、土地調査とか、あの辺でやるのはあるんですけれども、あくまでも民々の世界ではあるので、どちらにしても、土地収用みたいな手段がここには存在しないので、仲裁とか何とか、そんなのはいふことはないんですが、あくまでも民々なので、すべて人海戦術で今やつていて、何とか御理解をいただひて解決するところまで来ているというのが今の現状です。

○太田委員 わかりました。

○坂口委員 高速道対策局長になんなんですけれども、コストなんかを特に意識しながらだから難しいでしょうけれども、道路の工事関係ですが、今回、特に県を挙げていかに県内の経済が元気を取り戻すかという工夫をやつているんですけれども、極力、今回、特別扱ひ的にも県内への優先発注、工区割りとか工法、そういったものを最大限努力してもらへるようにして、資材、骨材等の調達あたりに関しても、今回は特別、発注者側に強くそこらへの理解を求めていただければなと思ひます。答えられれば答えをいただひてもいいんですが、答えにくければお願ひということ。

○渡辺高速道対策局長 県内業者への発注というのはいふ、今までもずっと国交省やNEXCOにもお願ひをしてきてはいるところでございます。特に、坂口委員は、有料のほうのNEXC

〇のことを想定して言われているんだと思いますけれども、まずこれから工事が出るものが、日向一都農間が残るばかりで、それほど量は少ないんですけれども、そこはまだ少し残っていますので、発注ロットも含めまして、工夫できることはぜひやってくださいと、特に口蹄疫でこういう状況になっておりますので、さらなる配慮をお願いしますということで、これからも努力をしたいと思います。この間、実は、NEXCOの新社長があいさつに知事のところにも来たんですけれども、そのときも要望としては、地元発注のほうをよろしく願いますということには言っていましたので、引き続き、その辺は強く言いたいというふうに思っています。

〇西村委員 先ほど高速道路で無料化実験のことの説明をいただいたんですけれども、ちょっと教えていただきたいのは、無料化実験後の交通状況調査で顕著にあらわれているんですが、西都一宮崎西間に並行する国道10号というのは、どこからどこの地点の交通量をはかったんでしょうか、わかりますか。

〇渡辺高速道対策局長 断面的には、高速道路のほうは西都と宮崎西の間なんですけれども、国道10号のほうは、宮崎市から新富に入った、日向大橋のちょっと北側のポイントではかっているというふうに聞いております。

〇西村委員 数字で見ると、無料化したかどうかというのは余り対象になっていない——今度、西都から高鍋まで延長されましたね。高鍋一宮崎西間と同じように、高鍋と宮崎間ぐらいだったらうまく並行しているのかなと思うので、そのあたり、再調査というのはちょくちょくやられるものなんでしょうか。

〇渡辺高速道対策局長 無料化の社会実験は国

土交通省のほうでやっているの、国土交通省がどこではかるかというのはやっているんですが、これからも随時はかっているというふうに聞いております。

ちなみに、7月17日に開通して、速報値としてはいただいているので御紹介しますけれども、今、西村委員言われたとおり、西都までだと10号と距離が遠いので、並行するといっても東九州道が10号の代替ルートとして今まではそんなに機能していなかったと。高鍋になると10号と近くなるので、相当、並行路線としての機能が期待されるわけですがけれども、いただいているデータですと、実験後は、10号のほうの現道のデータはないんですけれども、高速道路のほうの西都一宮崎西間で高鍋開通後が6倍ぐらいにふえています。お手元の資料だと276%となっていますけれども、開通後は643%とか、450%とか、やはり東九州道が相当ふえておりまして、その分、10号がどれだけ減っているかというデータはないんですけれども、相当、並行路線として機能はしているのかなというふうに思います。

〇西村委員 特に、まだ口蹄疫の防疫対策等で児湯郡あたりの裏道というか、私も日向から車で来るときは昔は裏道を通ったほうが早かったものですから、裏道を通して来ていましたけれども、今は裏道が通れないということで、国道10号が込んでいたやさきにこれができる、ありがたいことだと思うんですけれども、特に顕著なのが延岡南道路だと思うんです。10号線の渋滞がひどくて、昔から再三言われていたことなんですけれども、ちょっとこれを飛び越えたお願いなんですけれども、一ツ葉道路の無料化実験というのはされないものかなと思ひまして、特に利用価値が日向の小倉ヶ浜は減ってい

るものですから、このあたりで無料化してみたらどうかと思ったので、そういうお気持ちはないのか、部長にお伺いしたいと思います。

○児玉県土整備部長 一ツ葉有料、小倉ヶ浜有料道路につきましては、県の道路公社が借金してつくった道路でありまして、料金から借金を返しているわけです。無料化するとなりますと、そこに税金を投入せないかんということで、国と同じようなやり方をするというようになりますけれども、それが今の県の財政状況でできるかどうか、いろんな厳しい難しい問題もあろうかと思えます。まず、利用者の方にちゃんと負担していただいて、借金を返していくのが原則かなということで今のところは考えております。

○西村委員 当然そのことはわかっておりますけれども、このまま利用量が少なくなると、高速道路の進捗もありますし、また日向―延岡間は高速道路がいよいよ見えてきていますので、その辺も含めまして、このままじりじりと使われなくなるようなことではなくて、抜本的な対策をお願いしたいと思います。これは要望だけです。

○新見委員 福祉保健部が所管なので、お聞きするのは申しわけない。もしわかっていればということでお聞きしたいんですけども、今回の豪雨の被害状況を見ると、家屋の全壊、床上浸水がありますので、何年か前につくった災害時安心基金の支給対象になると思うんですが、支給状況等をもし把握しておられればお聞きしたいと思います。

○野中河川課長 今おっしゃられたことにつきまして、大変申しわけございませんが、今、把握しておりません。どうでしょうか。確認して御報告したほうがよろしいですか。失礼しま

した。

○水間委員長 後から説明に行ってください。

○外山 衛委員 渡辺高速道対策局長にお伺いしますけれども、清武―北郷間は、前年ぐらいまでは予定では平成26年供用だったですね。いきなり未定というのは見通しが全くないということですか。それとも、26年だったけれども、ややおくれるとか、27年にずれ込むとか――いきなり26年供用から未定だから、何かわけがありますか。

○渡辺高速道対策局長 平成26年度というのが県のほうの計画というか、要望として、事業化している区間については県内の高速道路を26年度によろしく願いますというふうにずっと言っていたものでして、それは変わってございません。国土交通省なりNE XCOから開通目標年度というのは公表されるんですけども、清武―北郷間、北郷―日南間につきましても、実はずっと発表されたことがなくて、ここについては早く開通目標年度を、北にも北浦―北川間と未定区間がありますので、そこもあわせて早くめどをつけて発表してくださいというのは言ってございます。

○外山 衛委員 わかりました。何か勘違いですね。以前こういうもので見た気がしたのだから、数字がダブったんですね。

○山下副委員長 災害現場の資料3を見てください。①が中山さんが被災された荒川内のところですね。私も2回ほど行きました。この崩れた状況を見てみたんですが、真ん中の写真を見ていただくとありがたいんですが、ここは前の災害復旧工事がしてあるんです。何年前の工事だったかわからないんですが、間知石がずっと積んでありまして、そこの部分が崩れているんです。その上もそんなに高い山じゃないんです

が、崩れた後の表面を見てみましたら、石の層があるんです。石の層がありまして、その上に堆積している土が、10メートルぐらいだったんでしょうか、上から山が崩れて落ちて、間知石が積んであるところまで押し流して、中山さんがふる場から出られたすきに一遍に崩れてきたと。いろいろ話を聞いてみましたら、変な音がし出したということで、当初は水が濁り出したということで、ふるおけとかバケツに雨水をためることをされていたみたいなんです、音がするということで出た途端に土砂が崩れてきたと。

私ももうちょっと詳しく調べてみたらよかったです、現場を見たときに、間知石を積みますと水抜きがありますね。そのことがされていたのかどうか、確認していただきたいことと、土層をちゃんと見られて間知石というのは積まれると思うんですが、130ミリという大豪雨の中でこういう災害も出るのかなという思いで現場を見たんですが、ぜひこの確認をしていただきたいと思います。こういう場所が幾つもあると思うんですが、石の層があつて、堆積層があつて、そこにこういう間知石が積んであると、こういうことはまたすぐあり得ると思うんです。その辺のチェックをぜひしていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、私たちも地元県議員で、それぞれ庄内、西岳、山田、大災害があつたところの公民館長さん方に集まっていたいて、ずっと土木事務所、振興局、一緒に回ったんですが、その中で、庄内川、丸谷川、夏尾から流れている夏尾川でしょうか、この上流からずっと行ったんですが、皆さん言われることが、平成5年にもこういう災害があつたんですが、堤防のか

かさ上げをしてくれと。見てみると、ほとんど高さがありません。今回、霧島山系に大雨が降ったということで、見てみると、非常に堤防の低さが低いんです。それと同時に、河川のしゅんせつが進んでいない。堤防と川の流れる水かさの高さが狭いんです。そのことが非常に気になっていることですから、土木事務所にもお願いしたんですが、ここをかかさ上げして一遍に流すことをやると、下流域が今度は被災を受けるんですよと。私どもは地区を見るときに、高齢化してしまつて、平成5年から10何年たった中でまた同じような被災を受けられて、田んぼの復旧にしても、農道、田んぼの土手の崩れた分の補修にしても、地元の人たちにしたら大変な災害なんです。やはりその辺のことを全面的に考えていただいて、「いや、復旧です。今まではあるものの復旧しかしません」ということの説明だったものから、また起こるのかなという思いがあるものから、かさ上げするか、そういうことは考えられるんでしょうか、こういう災害が二度も三度も出るということは。

○野中河川課長 今おっしゃられたのは、災害復旧事業としましては、原則としては原形復旧でございますけれども、今回、大きな被害を受けております丸谷川、庄内川につきましては、再度災害防止を念頭に改良復旧を今検討しているところでございます。丸谷川につきましては、下流の河川改修済みの区間の河道計画に合わせた再度災害の防止を念頭に、河積の拡大とか支障構造物の改修など取り組んだ改良復旧の申請について今現在国と協議しておるところでございます。また、庄内川につきましても、下流が未改修の部分がございまして、河道断面の拡幅が著しくは拡幅できませんので、河道計

画を下流の現況見合いで計画しながら、堆積土砂の除去とか、法線の一部是正などに取り組んだ改良復旧をやはり国と協議しておるところでございます。

○山下副委員長 よろしく願いしておきます。

2点ほど要望しておきたいと思うんですが、私も何回となく現場を市の職員、県の人たちと一緒に回るんですが、いや、ここは土木だ、ここは林務だ、ここは農政だと。エリアの明確というのは、大災害が起きたときに、担当職員がこれは私のところじゃないとか、地元の人たちはどこにどう頼んでいったらいいのとか、そういう迷いもあられるみたいですから、その辺をちゃんと整理しながら、土木、農政、林務、話し合いをして決めていっていただくとありがたいと思っています。

もう一点、実は地元の業者の人たちから要請がありまして、これだけ災害が出たわけだから何とか地元業者に発注させてくださいと、その要請活動を8月6日にやるんですが、口蹄疫が出たときもそうでしたけれども、今回の大雨災害もそうでしたけれども、とにかく時間と勝負のときには地元の業者の人たちに真っ先をお願いするわけですから、こういうときにこそ地元の業者に発注できますように、また万端の配慮をしていただくとありがたいと思っています。以上です。

○平田砂防課長 先ほどの高野のがけ崩れの件ですが、委員言われましたように、言いわけじゃありませんが、危険ということで治山事業として都城市が設置したものと伺っています。復旧については今後調整していきたいと思いません。

○水間委員長 よろしく願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 その他に入ります。

○外山三博委員 一言聞いておきたいんですが、10号線の北バイパスが住吉まで来て、あそこが途切れて佐土原バイパス——国交省のほうは、これをやるという前提で来まして、地元の調査までして、現道拡幅がいいのか、バイパスがいいのかということまでやって、早ければ去年の春ぐらいには工法まで決定しましょうということまで言っていたんです。ところが、今度、政権がかわったら、すっと何もありません。さっきバイパスができて10号線の利用が余り減っていないというのは、県のほうが春田バイパスを西都のインターチェンジにつなぐための工事、順調というか、予定どおり来ていますね。あれが佐土原バイパスにタッチするときにこっちの10号線の北バイパスをつないでという計画であったんです。ところが、このままいくと、住吉から佐土原までの延伸が全く見えてこないし、この辺のところは国の直轄だから、何とも県として答えはできないんでしょうが、国のほうの動き、考え方はどうなんですか。

○白賀道路建設課長 今、委員言われたように、国道10号住吉道路という言い方をしていますけれども、県としても国に対して要望というのは現在も行っております。言われましたように、春田バイパスを開通いたしまして、それに続く佐土原バイパス間、今、広瀬バイパスということで219広瀬バイパスで県のほうで工事を進めておりまして、それを佐土原バイパスにタッチするような計画になっております。そのときに今の国道10号住吉道路と交差するような形になるものですから、国道10号佐土原バイパスと今の住吉道路と広瀬バイパスの3つが交差点に

なるということになるものですから、県としては広瀬を今進めている中で、住吉道路の進捗について、計画について一緒をお願いしますというような要望は差し上げているんですけども、国のほうの動きとしましては、一ツ葉有料を32年まで料金徴収期間を延伸したところなんですけれども、そういった一ツ葉有料道路の今後の活用を見る必要もあるのかなとか、あるいは地元にも当時、P I 活動と言っていましたけれども、いろんな意見を聞いて、バイパスがいいのか、一部現道がいいのかというような経緯で、国のほうも事業に向けてそういった調査もされてはいたところなんですけれども、今現状としましては、新規着手という言い方を最近されていますけれども、これについては来年度から再来年度から着手しますというような、そういった具体の計画は国のほうも打ち出されてはおりません。県としましては、引き続き国に対して、住吉道路についての事業着手ということについては要望は重ねていきたいというふうに思っています。

○外山三博委員 政権がかわったから、今までやってきたのをやめますなんていうものじゃないと思うんです。行政というのは連続性ですから。地元にはそういう説明をして、調査の結果、バイパス案で地元の意向も大体わかりましたと、すぐいろんな計画を表に出しますと言って、ぱんととまったでしょう。今言われたように、県としても強力に国のほうにこの要請をしてください。お願いします。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時13分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

まず、委員長報告の骨子（案）ということになりますが、いかがいたしましょうか。特に御要望はありませんか。

一つ言いますと、今回の臨時県議会は口蹄疫に関する議会ということでもございまして、委員長報告の項目としても口蹄疫に関するものということになるのではないかと考えておりました、ということは、ここを見ますと、商工観光労働部しかないんですね。今いろいろ問題が県土整備部もあったんですけども、ちょっと休憩します。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告としては今お話しのようなことで正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 ありがとうございます。

それでは、もう一点ですが、23日午後から開催されます高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会、毎年のものでありますけれども、ありますが、この委員長報告についてであります。6月の委員会でも申し上げましたが、本期成同盟会は当委員会が主体となって活動しております。その活動報告を商工建設常任委員長が行うことになっております。今お手元に、委員長報告（案）、決議（案）を配付いたしました。委員長報告は、総会資料2ページから7ペ

ージの平成21年度の事業報告をまとめたもの
あります。また、総会において決議（案）を商
工建設常任副委員長が読み上げ、決議すること
となっております。各委員の皆様、委員長報告
（案）と決議（案）の一読をお願いいたしま
す。

〔各委員一読〕

○水間委員長 毎年のことではありますが、明後
日の期成同盟会総会における委員長報告
（案）、決議（案）について、このような内容
で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにさせてい
ただきます。

続いて、もう一つは県外調査についてであり
ます。10月13日から15日の県外調査につきまし
て、協議をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩

午後0時18分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

具体的な行程等については、また後日連絡を
させていただきます。よろしくをお願いいたしま
す。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければこれで終わりたいと思
います。きょうは昼食時間をオーバーしました
けれども、どうもありがとうございました。お
疲れさまでした。

午後0時19分閉会